

平成 28 年 3 月 25 日

各位

岩城製薬株式会社

マキサカルシトール軟膏 25 μ g/g 「イワキ」に関する
特許侵害訴訟における控訴審について

当社は、平成 24 年 12 月発売の『マキサカルシトール軟膏 25 μ g/g 「イワキ」』の原料につき、平成 25 年 2 月 19 日、中外製薬株式会社より当社を含む製販 3 社及び原料輸入業者の計 4 社に対し、東京地方裁判所に特許侵害訴訟を提起され、平成 26 年 12 月 24 日、東京地方裁判所より原料の製法が中外製薬株式会社の特許を侵害した旨の判決が下されました。

これに対し、当社を含む 4 社は平成 27 年 1 月 6 日に知的財産高等裁判所へ控訴しておりましたが、平成 28 年 3 月 25 日、知的財産高等裁判所より、当社を含む 4 社の主張を棄却する判決が言い渡されました。当社を含む 4 社はこれを不服として、最高裁判所へ上告いたします。

なお、『マキサカルシトール軟膏 25 μ g/g 「イワキ」』は、平成 27 年 10 月 15 日より、本訴訟の対象外の製法による原料を使用し製造販売しており、安定供給に問題ございません。

今後とも『マキサカルシトール軟膏 25 μ g/g 「イワキ」』をご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上